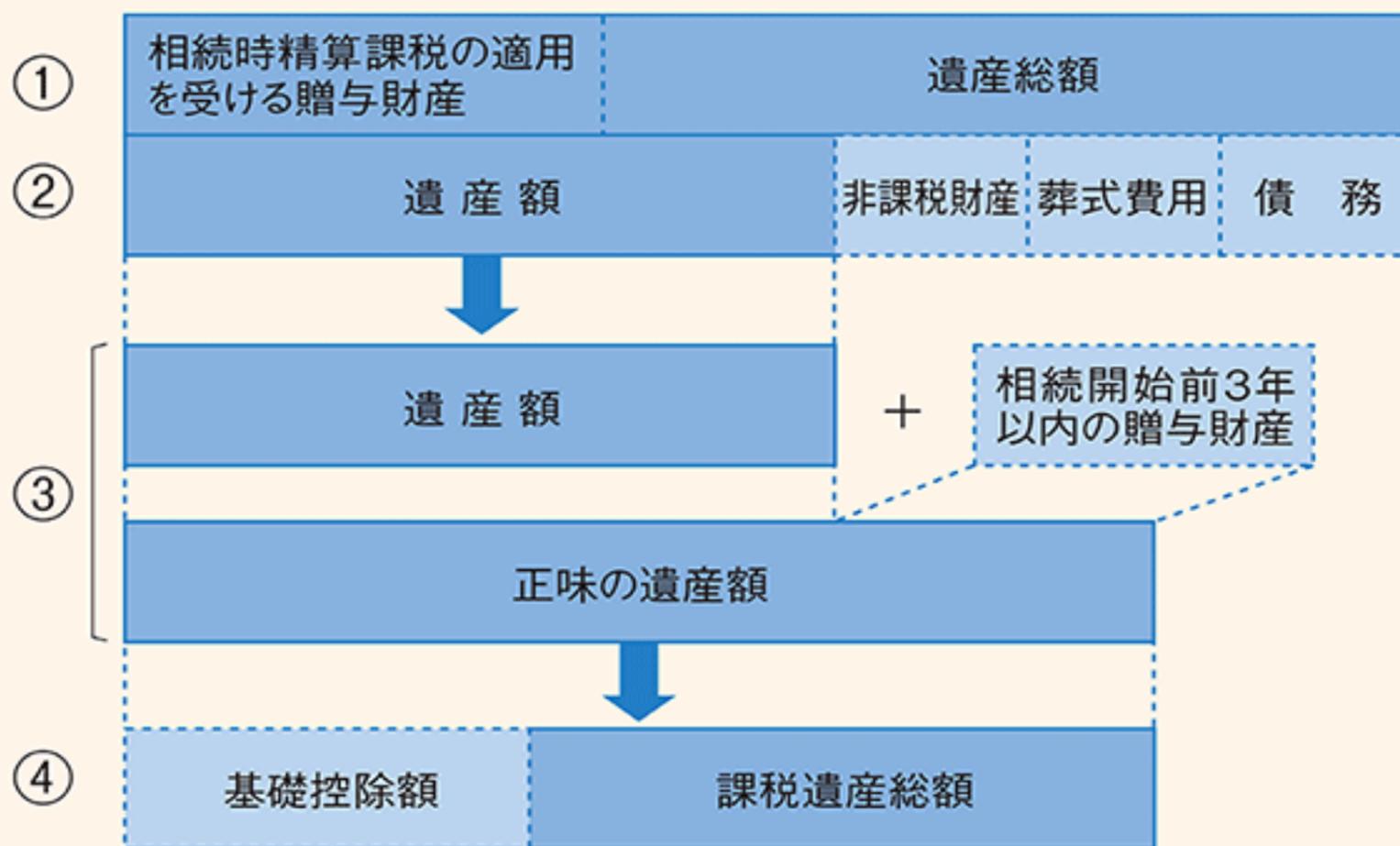


相続税課税遺産総額の計算

◎課税遺産総額の計算



$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$$

注：被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がないときは2人）までとなります。「相続税の総額」の計算においても同じです。

非課税財産

- 1 墓所、仏壇、祭具など
- 2 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- 3 生命保険金のうち次の額まで **500 万円×法定相続人の数**
- 4 死亡退職金のうち次の額まで **500 万円×法定相続人の数**